
規 則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第18条第10号中ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、同号ケ中「（平成16年法律第78号）」を削り、「又は殺処分」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等」に改め、同号ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第21条第1号中「同条第10号コからスまで」を「同条第10号サからセまで」に改める。

第24条第6号ア中「第18条第10号コからスまで」を「第18条第10号サからセまで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則